

## 第5章 重点的な取組項目

府中市の現状と課題、国等の施策の方針等を踏まえ、次の項目を重点的な取組として設定して推進します。

### 1 高齢者の住まい方の支援

府中市では、介護保険サービスの円滑な利用を図りながら、高齢者福祉サービスとして住宅の改修や食事の手配、家事援助など生活を支えるための施策を合わせて展開しています。特に、重い病気や介護の状態を抱えた場合には、包括的・継続的なサービスが提供されるよう在宅生活を継続するためのサービス利用の環境を整えています。

しかしながら、介護状態や病気が重度化し、家族の協力が期待できない状況が重なる場合などには、自宅での生活を継続するための施策だけではなく、福祉施設の利用も必要となるため、特別養護老人ホームが不足する状況においては、有料老人ホームのほかに、介護サービスを組み合わせた「サービス付き高齢者向け住宅」など、福祉施設だけではない選択肢の拡大が求められています。

一方では、このような高齢者に配慮した住まいは、経済的に負担がかかるため低所得者には利用が厳しく、低廉な家賃と在宅支援サービスを組み合わせた高齢者住宅の環境を整えることや、高齢者だけでなく多世代が交流できる住まいのあり方などについても併せて検討する必要があります。

府中市では、引き続き自宅での生活を支えるための必要な施策を展開するとともに、居住に係る施策として、多様な住まいのあり方を研究し、その普及を図ることで選択肢を拡げていきます。

### 2 医療との連携

在宅生活を支えるためには、病院から退院した高齢者や、難病やがん末期の要介護者などが安心して在宅で必要な介護や医療を受けられる環境の整備が求められています。

在宅療養は、単に診療を行うだけでなく、利用者の心身の状況や生活状況を踏まえた医療・介護サービスを提供することが必要になりますが、医療と介護サービス提供事業者の連携が基本となります。

そのため、高齢者が元気なときから「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医師」、「かかりつけ薬局」などをもち、健康増進や病気の早期発見などに取り組めるよう、医療との関係づくりを促進するとともに、健康なときから在宅療養について考える機会を得られるよう、普及啓発していきます。

また、重い病気や介護が必要となった場合でも、在宅生活を支えるための生活支援サービスの提供基盤を整備するとともに、医療的ケアが必要な人に対して介護サービスが行き届くよう、医療機関と介護サービス事業者間での顔の見える関係づくりや、病院とかかりつけ医の病診連携や一般診療所と訪問診療の診診連携など医療機関相互の連携

を図るための環境づくりを検討していきます。

東京都では「在宅療養支援窓口」の設置支援を予定しています。本市でも、在宅療養を支援し、行政や地域の医療機関、地域包括支援センター等を窓口として、かかりつけ医や介護事業者の調整を図り、地域での生活ができるよう努めていきます。

『第5期計画』の策定にあたっての制度改正で、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが創設されます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療ニーズの高い高齢者の支援として、短時間で頻回の訪問を医療と介護が連携しながら行なうサービスです。また、複合型サービスは、医療と介護を包括させた訪問介護・訪問看護等のサービスを提供するものです。いずれのサービスも地域密着型サービスとして位置づけられているため、今後、その取組について研究していきます。

### 3 認知症支援策の充実

認知症は、早期診断による適切な医療や軽度の状態から適切なマネジメントが必要とされると同時に、認知症に関する正しい理解を深めて地域全体で認知症の人と家族を支援する体制づくりが強く求められています。

府中市では、認知症高齢者が尊厳を持って、住みなれた地域で穏やかな生活を送れるよう、認知症の早期発見・早期治療のための「もの忘れ相談医」をスタートさせるとともに、多くの市民へ認知症を理解してもらうため、認知症サポーター「ささえ隊」の養成など、地域で高齢者を支える体制づくりに取り組んできました。

一方、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も一層増加することが予測されていますが、東京都では「認知症疾患医療センター」を12か所（二次保健医療圏に1か所）設置し、地域の中心的役割を担う専門的医療機関として、認知症の鑑別診断、周辺症状・身体合併症に対する急性期医療の提供、専門医療相談や情報発信などを行う方針であり、今後センターを拠点とした地域の介護・医療との連携体制を構築していきます。

認知症になっても、高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、家族を含め認知症に関する知識の普及啓発から、認知症の予防、認知症高齢者の早期発見・早期受診促進、認知症高齢者及び家族への生活支援と地域の支援ネットワークづくり、家族介護者のネットワークづくり、若年性認知症への支援まで、認知症高齢者等を支える一貫した施策を総合的に推進していきます。

### 4 生活支援サービスの充実

高齢者が、生涯にわたり趣味や学習、スポーツ、または、就労やボランティア活動など、様々な地域活動に参加できることは望ましく、府中市では、こうした健康寿命を延伸するための施策として、引き続き、健康づくりや介護予防の事業に取り組んでいきます。

また、加齢や疾病等により身体的に弱くなり始めた場合には、家事援助サービス・見

守りサービスなど介護保険サービスだけでなく、行政や民間のサービスなど介護保険外のサービスも整えることで、切れ目のないサービスを提供し、在宅での生活能力が維持できるよう施策を進めていきます。特に、家族の支えを求めることができない、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対しては、地域で支え合う協力関係を促進することも、あわせて研究していきます。

## 5 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの役割としては、地域の高齢者に対して、介護予防の取組や、在宅生活の全般にわたり適切なサービスが切れ目なく提供されるよう、高齢者を包括的・継続的に支援することが求められています。

府中市では、特に、民生委員や自治会、老人クラブなど様々な活動と連携することで、行政では行き届かない日常生活に近いところに目を向け、高齢者見守りネットワークの推進や災害時要援護者支援に関する地域への協力など、地域包括支援センターが地域の中で最も身近な相談調整窓口となるよう取り組んできました。

近年、多問題家族など相談内容が多様化、深刻化しており、各センターにおける担当地区ケア会議では、ケアマネジャーなど関係機関の参加のもと、様々な地域資源との連携を図ることで、支援困難なケースへの適切な援助を行ってきました。

また、今後迎える団塊世代の高齢化など、さらに進む高齢化に様々な面から対応していかなければなりません。

府中市の地域包括支援センターは、平成23年度から11か所の相談支援体制を確立しましたが、各地域包括支援センターにおいて様々な取組を積極的に展開していくうえで、各生活圈域の高齢者人口や地域特性等により多少の差異が生じています。

こうした中で、どの地域においても充実したケア体制を構築するために、地域包括支援センターの機能を充実する必要があります。

今後、市の責任と役割および方針を明確にしたうえで、市の統括調整機能により地域包括支援センターの支援を継続的に行います。地域包括支援センター職員の専門性の向上に向けた研修体制を構築し、主任ケアマネジャーによるケアマネジャー支援体制の強化、医療ニーズの高いケースに対する医療職の支援技術の向上、相談員の権利擁護に関する知識と対応技能等の向上を図るとともに、地域医療を始め地域包括ケアシステムの構築に資する様々な地域資源による連携体制の構築を支援します。また、地域住民主体の自助と互助を基本とした地域の支え合い体制づくりを推進し、地域ケア体制の構築を推進します。

**コラム** 地域包括支援センターの業務概要**1 福祉相談業務**

## (1) 総合相談の実施

- ①相談の充実
- ②実態把握と問題解決への取組（孤立死防止への取組等）
- ③困難事例への対応

## (2) 高齢者見守りネットワーク事業の普及啓発と推進

**2 虐待対応と養護者支援、権利擁護の重点的取組**

## (1) 高齢者の権利擁護

- ①高齢者虐待防止の普及啓発と、関係機関と連携した早期対応、介護者支援
- ②「権利擁護センターふちゅう」と連携した成年後見制度の活用
- ③消費者被害の防止

## (2) 認知症への正しい理解の普及啓発をはじめとした総合的な対策の推進

**3 包括的・継続的ケアマネジメント業務の重点的取組**

## (1) 居宅介護支援事業者との連携強化

## (2) 介護支援専門員への支援

- ①ケアプラン作成のためのグループワーク演習
- ②事例検討会の開催
- ③講演会の開催

## (3) 関係機関とのネットワーク調整

**4 介護予防マネジメント業務の重点的取組**

## (1) 介護予防支援業務の実施

- ①地域支援事業（一次予防事業、二次予防事業）、介護予防給付との継続的な展開
- ②介護予防支援業務のマネジメント機能の充実

## (2) 介護予防事業の実施

- ①「介護予防推進センター」と地域の介護予防事業との連携
- ②自主グループ支援や人材育成による介護予防活動の継続支援